

全 員 協 議 会 記 録

令和 8 年 7 月 3 日（金）
11 時 55 分～12 時 57 分
（ 本 会 議 終 了 後 ）
全 員 協 議 会 室

〔出席議員〕

澁谷議長、笹田副議長

西田一平議員、今田議員、岡山議員、遠藤議員、花田議員、戸津川議員、
村木議員、森谷議員、大谷議員、沖田議員、足立議員、川上議員、柳楽議員、
串崎議員、小川議員、岡本議員、芦谷議員、佐々木議員、西田清久議員、
川神議員

〔執行部〕

三浦市長、江角副市長、久佐教育長、井上市民生活部長

〔事務局〕

下間局長、濱見次長、森井書記

議 題

1 執行部報告事項

- (1) 「浜田市太陽光発電事業及び蓄電所運用事業に関するガイドライン」の制定について（市民生活部）
- (2) その他

2 行政視察レポートについて

- (1) 産業建設委員会

3 議員選出監査委員からの報告について（令和7年度定期監査報告）

4 陳情審査結果について

5 ぎかいポストに寄せられた意見等への回答について

6 地域井戸端会における回答等について

7 その他

- (1) 自由討議について
- (2) 議案における各自の表決結果の記載について
- (3) 政務活動費に係る収支報告書の提出について（令和8年4月～6月分）
【提出期限：7月22日(水) 午後2時】
- (4) その他

【別紙会議録のとおり】

【会議録】

[11 時 55 分 開議]

○議長

ただいまから、令和8年7月3日の全員協議会を始める。
引き続き、会議を進めることに理解をお願いする。
それでは議題に入る。

1 執行部報告事項

(1) 「浜田市太陽光発電事業及び蓄電所運用事業に関するガイドライン」の制定
について

○議長

資料1-(1)を参照されたい。市民生活部長。

○市民生活部長

このガイドラインは7月1日に施行している。
まず資料を参照されたい。

1 点目、ガイドラインの趣旨は、再生可能エネルギーの普及拡大が国の政策として推進され、急速な開発が進む中、地域によっては環境悪化などの問題が生じている。

再エネ発電事業の事業認可は、参考の(1)にあるとおり、国の法令に基づき決定されるもので、自治体が条例やガイドラインなどで規制をしても、事業者の計画を止めるのは難しい状況である。

しかしながら、法令に定めのない部分を補完し、より一層安全安心な開発行為や管理運営を促すこと、また、地域貢献や地元との協定書の締結を求めることなどは可能であると考えている。

このような浜田市の考え方や判断基準を市民や事業者に早急に示し、太陽光発電事業などと地域の調和を図りたい。今後は条例化を目指して取組を進める。

大きな2点目は、ガイドラインの主な内容である。説明は主に3点ある。

1 点目は、(3)から(5)に記載のとおり、事前協議や地域住民などへの説明、地域住民などとの協定締結の手順を定めている。これにより地域住民などの理解を得ることを求めている。

2 点目は、(6)に記載のとおり、保安林や砂防指定地など特に配慮が必要な区域での事業実施を抑制すべき区域として定め、災害や生活環境へのリスク軽減を図っている。

3 点目は、(10)、(12)に記載のとおり、適合申請書の提出、適合審査の結果の公表及びその結果を国や県へ報告できることを定めている。これにより、より安全な事業計画とし、地域との調和を図ることを期待する。

資料2 ページ目を参照されたい。大きな3点目は、浜田市のガイドラインの特徴と特色である。15点あるが、それぞれ簡単に説明する。

1 点目は、第 2 条第 2 項、蓄電所の運用である。現在市内でも複数案件の相談が寄せられており、蓄電所も今回ガイドラインに加えている。今後リスクとなる前に、発電施設とともにこのガイドラインを適用していく。

2 点目は、地域住民などの範囲についてである。国のガイドラインは、高圧及び特別高圧電源について、300 メートル以内の住民に説明することとなっているが、本市ではこれを 2 区分に分けている。高圧電源を 300 メートル、特別高圧電源を 600 メートルとして細分化している。これにより本市では小規模は 100 メートル、中規模は 300 メートル、大規模は 600 メートル、規模が大きくて環境アセスメントが必要な規模は 1 キロメートルとし、この範囲の住民には説明をすることを求め、4 区分としている。それぞれ適用する区分に応じた審査の基準を設けている。

3 点目は、適用範囲についてである。事業用として扱われる 10 キロワット未満のものは除外しているが、さらに屋根置きのもの、営農型のもの、系統に接続しないもの、公共事業のものは除外している。

4 点目は、事業者の責務として、地域貢献、地域経済循環への寄与、エネルギーの地産地消を求めている。また、土地所有者については、事業者に土地を貸したら終わりではなく、盛土規制法と同様に、土地を常時安全な状態に維持する適正な土地管理責任を負うことを明記している。これらを知らずに所有者が土地を貸すことがないようという思いで規定した。

5 点目は、事業の実施を抑制する区域として、砂防指定地などに加え、保安林、保護林、日本の棚田百選の区域、水源取水地点から 1 キロメートル周辺地域など、本市の地域性を加味して追加している。

6 点目は、松江市の条例を参考に、学校や福祉施設などの要配慮施設への説明についても実施を求めている。

7 点目は、事業者の責務として求めた地域貢献、地域経済循環への寄与、エネルギーの地産地消について、それぞれ第 11 条から第 13 条までにおいて、実効ある事業計画にするよう求めている。

8 点目は、第 14 条で地域住民などと生活環境の保全及び地域貢献策などについての協定を締結することを求めている。この協定の締結が、地元合意の有無を判断する材料になると考える。

9 点目は、第 15 条において、施設名称には資本関係のある親会社の名称を日本語表記で入れることを求めている。責任の所在をより明確にするため、また譲渡などにより親会社が変わった際には名称変更を求めるため、安易な転売を防止し、他社に転売された際も地域住民が把握できない状況を防ぐために規定している。

10 点目は、第 17 条において、出力が 50 キロワット以上の中規模以上の事業について、毎年度、施設の維持管理状況や運営状況、撤去費用の確保状況などを定期的に報告してもらう。撤去費用の確保状況が明らかになることで、撤退時に施設が放置されるのではないかとという地域住民の不安解消につながると考える。

11 点目は、第 18 条及び第 19 条において、事業者の地位承継や事業終了のときに

は、6 か月以上前に地域住民などと市長に説明することとしている。事前に説明を求めることで、撤退などに係る地域住民の不安解消につながると考える。

12 点目は、第 22 条において、事業計画がこのガイドラインに適合していることを示すため、着工の 6 か月前までに適合申請書を提出することを求めている。提出があった場合は、別表に定める 26 項目の適合審査を行う。

13 点目は、別表の適合審査についてである。厳しい審査基準を定めているが、代表的なものとしては、森林を 3,000 平方メートル以上伐採しないことや、太陽光パネルの雨水流出係数については、国が示す 0.9 から 1.0 のうち上限値である 1.0 を用いることなどが挙げられる。これは事業者を排除するためではなく、安全性の高い施設とし、地域住民の不安解消につなげることを目的としている。

14 点目は、第 22 条において適合審査の結果を公表できること、また第 25 条でその結果を国や県に報告できることを定めている。これにより一定の抑止力になると期待している。

15 点目は、第 22 条及び附則において、環境アセスメントに係る市長意見を求められたときは、事業者には適合申請書の提出を求める。ガイドライン施行前に着手された事業であっても、市長意見を求められた際は、適合申請書の提出を求める。環境アセスメント規模の事業については、一定程度事業が進んでいてもガイドラインの適用が可能である。また、環境アセスメントの市長意見については、客観的な一定の基準に基づいた意見が出せると考えている。

なお、ガイドラインの全文は資料として添付しているため、後ほど確認されたい。

大きな 4 点目、条例化に向けたスケジュールである。

再エネ発電施設に係る条例制定に向け、太陽光発電だけでなく、風力発電やその他の再エネも含んだ形での条例化を目指して取り組むことを考えている。

スケジュールは資料に示すとおり、今後おおむね 1 年を掛けて取り組む。その間、市民意見の聴取やパブリックコメントを実施するほか、議員の皆との意見交換を予定している。意見交換の実施方法などは今後決定する。詳細が決定次第、改めて知らせる。その際には協力をお願いする。

○議長

ただいまの報告について質疑はあるか。

○今田議員

条例化へのスケジュールが示されているが、罰則規定に関しては、この条例化の方向性をどのように考えているか。

○市民生活部長

罰則規定については、まだ具体的には考えていないが、他市の事例を参考にする、と、条例に適合していない事実を公表する対応が多くなっている。それらを参考にしながら検討を進める。

○議長

その他にあるか。

○森谷議員

雨水流出係数について、1 が上限であるなら「1 以上で想定」というのはどういうことか。降った雨以上に流れるということになり、おかしい気がするが。

○市民生活部長

流出係数が1 以上になることはない。国が示す数値は0.9 から1.0 であり、最も厳しい基準である1.0 を適用する方向で考えている。

○森谷議員

資料には「1 以上で想定」と記載されている。「1 で想定」なら分かるが、1 以上を想定するというのはどういうことか。

○市民生活部長

資料の記載に誤りがあった。1 が上限であり、1 以上となることはない。

○議長

その他にあるか。

○岡本議員

何点か確認する。大きなポイントと捉えているのは、事業主が変わった場合を想定した対応である。これまでの太陽光事業、いわゆるメガソーラー計画において、浜田カントリークラブの跡地開発が設定される際にも、その進め方について問題視してきた。その後、事業主が変更されたと聞いている。このように事業主が変更された既存の案件について、今回示されたガイドラインの効力は過去に遡って適用されるのか。

○市民生活部長

ガイドラインの効力については、附則に定めたとおり、基本的には施行日以後に初めて住民説明会を開催する事業から適用することとしている。

したがって、既存の施設についてはガイドラインの対象外となる。既存施設に遡及して厳しい規制を掛けることは法的に難しいため、施行日以後に計画が進む事業について適用する。

○岡本議員

そうすると、問題にしている事業主が変わった既存の案件において、市が管理・調整すべき道路や側溝などのインフラ維持に関する協定の効力はどうなるのか。事業主が変わったことで、協定そのものの実効性が失われてしまうのではないかと懸念している。以前、事業主が変わった場合のインフラ補修や、将来の撤去・原状回復の担保について、市はどのように対応するのかと質問した経緯がある。

事業主が変更されたことで、将来道路が陥没したり側溝が壊れたりした際、市が改善を求めるべき相手がなくなってしまうのではないかと。執行部の見解をお尋ねする。

○市民生活部長

施設の適切な維持管理については、現に事業を行っている事業者に対して引き続き適正な管理を求めていく。そのため、このガイドラインの適用の有無に関わらず、管理については引き続き求めていく。本ガイドラインで規定した新たな取組について

は、7月1日の施行日以降に新設される事業等から適用される。

○岡本議員

事業主が変わっているのに、執行部はそれを正確に把握し、適切な管理を維持できているのか。浜田カントリーは事業主が変わっているが執行部は把握しているのか。

○市民生活部長

事業者が何度か変更されている事実については、市としても承知している。

○岡本議員

事業主が変更されているのであれば、市として何らかのアクションを起こし、改善や協定の遵守を直接求めることは可能な状況になっているのか確認する。

○市民生活部長

現時点でガイドラインに基づく直接的な関わりはないが、苦情等の連絡があった場合は、事業者に接触し、改善を求めていきたいと考えている。

○岡本議員

最後に確認するが、条例化に向けたスケジュールにおいて、今後の条例の中に、既存の施設に対しても効力を影響させ、不適切な状況に対応できるような仕組みを組み込む考えはあるか。

○市民生活部長

手続的な部分について既存施設に遡及して義務を課すことは難しいが、維持管理に関する規定については、条例化に当たっても、協力を要請していきたい。

○議長

そのほかあるか。

○沖田議員

地権者の責務についてお尋ねする。浜田ゴルフリンクスの話になるが、事業開始前であっても、すでに土地の賃貸借契約などが完了しているような特殊なケースがある。この場合、地権者に対しても管理責任や責務は発生するのか。

○市民生活部長

盛土規制法と同様に、土地の所有者については、事業者と同等の責任が発生することとしている。一義的には地権者に対しても、土地の適正管理に関する責務が発生すると考えている。

○沖田議員

第11条及び第12条に規定されている地域貢献や地域経済の循環への寄与について伺う。一般質問でも述べたとおり、ゴルフ場を閉鎖して太陽光発電施設を設置する計画は、地域にとって非常に大きな経済的損失やインパクトを伴う。地元へのひ益性を示そうにも、そもそもゴルフ場の廃止自体が地元にとって大ダメージである。そうした中で、この地域貢献や地域経済の循環を実効性のあるものとして運用していくことは、かなり困難を伴うのではないかと考えるが、見解を伺う。

○市民生活部長

ゴルフ場が閉鎖されるケースにおいて、非常に厳しいハードルになることは認識

している。しかし、再生可能エネルギー施設を地域に導入し、共生を図るためには、地域住民の理解が必要であり、こうした地域貢献策が不可欠である。

特に太陽光発電施設については、設置後は無人となる期間が長く、地域住民にとってはリスクばかりが懸念されがちである。そのため、一定の地域貢献策を事業計画とセットで提示していただき、協議を進めることが、今後の新規事業において重要になると考えている。

○議長

そのほかあるか。

○大谷議員

抑制区域に関連してお尋ねする。「上水道の水源に係る取水地点から1キロメートル周辺地域」とあるが、取水地点から1キロメートル以上離れていれば問題ないということになるのか。また、この「1キロメートル」という距離設定の根拠は何か。

○市民生活部長

明確な科学的根拠があるわけではないが、これはすでに策定している風力発電事業のガイドラインと整合性を図ったものである。他県や他自治体における同様の規制例を参考に、1キロメートルと設定している。

○大谷議員

今後、議会との意見交換があるということでその場でも良いが、上流域で何が使われているか不明な物質や機材が流出した場合、下流域でその水源を利用する市民にとっては、たとえ1キロメートル以上離れていても不安が生じる。

したがって、1キロメートルという一律的な設定には課題があると感じており、他市の事例や最新の知見についてさらに研究を進めるべきだと考えるが、どうか。

○市民生活部長

距離だけでなく、適合基準に施設に使用する部材に有害物質が含まれていないことや、国の安全基準をクリアしていることなどを審査項目に盛り込んでいる。それらを総合的に評価し、安全性を判断していく。

また、風力発電事業のガイドライン策定から一定の期間が経過しているため、新たな知見や他自治体の最新事例がないか、調査・研究を進める。

○大谷議員

有害性などのリスクは後から判明することも多く、使用する段階での徹底した情報収集と、リスクを未然に防ぐためのより厳しい基準づくりが必要であると考えているがいかがか。

○市民生活部長

できる限り安全な施設が整備されるよう、規定の精査に適切に取り組む。

○議長

その他あるか。

(「なし」という声あり)

(2) その他

○議長

執行部から、ほかに何かあるか。

(「なし」という声あり)

それでは執行部は次の議題終了後に退席するが、議員から、ほかに執行部に質問しておきたいことはあるか。

(「なし」という声あり)

ないようであるので、議題1を終わる。

2 行政視察レポートについて

(1) 産業建設委員会

○議長

資料2を参照されたい。

先般、産業建設委員会において行政視察を実施された。視察先で得た先進的な取組や知見等を行政視察レポートとしてまとめられたので、報告してもらおう。執行部の皆も聴講されたい。産業建設委員会村木委員長、お願いする。

○村木議員

産業建設委員会の村木である。行政視察について報告する。資料2を参照されたい。

今回の視察では、長崎県松浦市を訪問した。本市の重要課題である浜田港及び周辺商業地域の活性化についての参考とするため、令和8年6月2日から3日にかけて、1泊2日の日程で実施した。

視察先は、松浦市福島の「クルマエビ養殖場」、本市への進出協定が成立している株式会社三陽の関連会社である株式会社ウエストジャパンフーズの工場、そして松浦市役所及び松浦地方卸売市場である。

視察の目的は、クルマエビ養殖による地域ブランド化や、高度衛生管理された閉鎖型施設の運営、加工・販売・飲食まで含めた包括的な事業展開について学び、本市の水産業振興や産業政策への示唆を得ることである。

3 ページを参照されたい。福島のクルマエビの養殖について、天然の入り江を活用した築堤式養殖池で、池底には海砂を使用し、定期的な洗浄や底質管理を行っている。浜田港長浜地区等において、同様の養殖事業が展開できるかという可能性も視野に調査を行った。視察当日は、年間サイクルの中で水を抜いて清掃を行う段階であった。

4 ページを参照されたい。スマート水産業の導入事例として、高濃度酸素供給設備「酸素ファイター」と、スマートフォンで水温や酸素濃度を5分ごとに自動測定・監視できるICTシステムを導入していた。特に、近年の地球温暖化に伴う高水温化対策として非常に有効な取組であることを学んだ。

5 ページを参照されたい。豊洲市場において高品質なエビとして高く評価されており、ブランド化が進められている。年間の販売額は昨年実績で9,000万円であるが、飼料費の管理が経営における重要な要素となっているとのことであった。

6 ページを参照されたい。株式会社ウエストジャパンフーズの企業概要と生産体制についてである。今回、特にアジフライの製造・加工ラインを視察した。製造開始から急速冷凍までわずか約 20 分で行う最新の自動製造ラインを完備しており、1 日辺りの処理能力は約 9 万尾である。

7 ページを参照されたい。同社からは、浜田の漁場や水産技術について「松浦に匹敵する日本屈指のポテンシャルを持つ地域」と極めて高い評価をいただいている。既存のどんちっちブランドを活用した最高級アジフライの共同開発や、水揚げ場に直結したアンテナショップ型店舗の展開可能性について協議を行った。

8 ページを参照されたい。浜田市への進出に、先方からは、人材確保（雇用マッチング）、観光・交通インフラとの連動、ふるさと納税や地域通貨との連携という 3 つの官民一体となった支援が要望されている。

また、漁港周辺における船員の受入環境整備（入浴施設やコンビニなどの利便性向上）も課題として示された。当委員会としては、水産加工施設のみを誘致するのではなく、加工、観光、流通、雇用創出、市民の共存共栄を含めた総合的な受け皿づくりが成功の鍵になると総括している。

9 ページを参照されたい。松浦市役所への行政視察についてである。同市は人口約 2 万人で、アジの水揚げ量が全国 1 位の都市である。同市では、歴史（元寇の舞台）と漁業、体験型観光を組み合わせた独自のまちづくりを推進している。

10 ページを参照されたい。「アジフライの聖地 松浦」推進事業は、水産課ではなく文化観光課が主導している点が特徴である。教育委員会から市長部局へ移管されたことで、歴史、観光、食を一体化した戦略が構築された。平成 30 年の構想から、約 1 年で「聖地」を正式宣言するに至った経緯について説明を受けた。

11 ページを参照されたい。毎月第 3 金曜日を「アジフライデー」に設定し、学校給食での提供、アジフライ憲章の制定、公共交通機関へのラッピング運行など、全庁的かつ市民を巻き込んだ取組が展開されている。まさに「ないものねだりではなく、あるもの探し」という地域づくりの原点を体現した素晴らしい事例である。

12 ページ及び 13 ページを参照されたい。松浦地方卸売市場は、公設民営のスキームで運営されており、水揚げ高の 1000 分の 5 を市が徴収し、インフラへの再投資を行う好循環が確立されている。高度衛生管理のための閉鎖型施設（E U－H A C C P 取得）や、セリの効率化を図る I C T システムなどを現地視察した。

五つポイントがあるが、委員会の考察としては、まずは水産政策を個別施策の集合ではなく一連の価値を持った連鎖的な再設計をする必要があるといったところである。

2 点目は、アジフライの聖地が水産課ではなく文化観光課が指導していたということである。浜田市においても、アジ・ノドグロ・カレイと石見神楽の文化資源についても今後参考になると思っている。

3 点目としては、浜田漁港の持続可能な漁港経営を検討する上で、今回の H A C C P や施設の関係、I C T の活用も実例として見学したことに、視察の評価は高かった

と思っている。

最後にウエストジャパンフーズについて、浜田市の水産資源と地域ブランドに対する高い評価がされたことである。そして、企業誘致工場のみではなく、先ほど申したように様々な受け皿を作りながら、共存共栄も含めて、地域全体で水産観光につなげていくことである。まさに、産業建設委員会の中で課題となっている漁港・商工の活性化、海洋産業観光物流の一体的振興と持続可能な港づくりというテーマを持った施設として、報告をしたところである。

今後、この委員会の考察を参考にしながら、委員会の中でもまとめて、意見をまた皆に提供したいと思っている。

○議長

ただいまの報告について質疑はあるか。

○森谷議員

松浦地方卸売市場の設備などを見ると、本市の施設と比較して非常に先進的であり、本市に似ている。いわゆるTTP、徹底的にパクリの可能性が非常に高いと考えるが、見解を伺う。

○村木議員

他市の優れた先進事例を徹底的に取り入れ、本市流にアレンジすることは極めて有効である。今回の視察結果を参考に、今後、漁協関係者や水産振興課ともしっかりと協議を重ね、本市の地域活性化につなげていきたい。

○森谷議員

独創的なチャレンジも大切かもしれないがリスクもあるので、他地域の実証された成功事例をモデルにすることは、新規事業のリスクを抑えつつ高いコストパフォーマンスで学習できるため、大変意義深い。

○議長

その他あるか。

(「なし」という声あり)

質疑はないようであるので、本件を終わる。委員会において浜田港振興に対する提言書ができるような形に是非期待しているので、よろしくお願いします。

執行部はここで退席されて構わない。

(執行部退席)

3 議員選出監査委員からの報告について（令和7年度定期監査報告）

○議長

資料3を参照されたい。議会と議選監査をつなぐ仕組みの一つとして、必要に応じて定期監査等の結果について議選監査委員から報告を受け、議会の監視機能の充実を図ることとしている。令和7年度の定期監査の結果について、川神監査委員から内容について報告していただく。川神監査委員。

○川神議員

議選監査委員の川神である。地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき実施した令和 7 年度定期監査の結果について報告する。

この報告は監査委員が作成する定期監査報告書と内容を異にするものではなく、議会側の視点に立って、定期監査の情報を共有し、理解を深めるとともに、議会の監視機能の充実強化につながることを期待するものである。

なお、定期監査は部を単位としておおむね 3 年ごとに実施している。

資料 3「令和 7 年度定期監査報告書」の 1 ページを参照されたい。

今回の対象は、市長公室のほか 3 課、総務部の 7 課、弥栄支所の 3 課、教育委員会の 4 課の計 18 課である。

2 ページを参照されたい。監査の結果、財務事務を主体とする事務執行及び経営に関わる事業管理については、おおむね適正に行われていたが、一部において改善や検討が必要な事項が認められたため、指摘や注意、意見を行った。全課に共通する事項については、総括意見に記載している。本監査結果に基づき改善等の措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知することとなっている。各課への指摘・注意事項の主な内容は、費用弁償が適正な時期に支払われていない事例、歳入調定書・収入票の決裁漏れ、前渡資金出納簿の未作成、郵便切手受払簿における複数チェック体制の未整備などである。また、検討を要する事項について意見を行っている。

5 ページを参照されたい。総務部では、行財政改革推進課に対し、浜田市第 2 期公共施設再配置実施計画の推進に当たり、次世代への負担軽減や将来の人口構造の変化に合わせた必要な機能に集中投資できるよう努力されたい旨、意見を行った。

7 ページを参照されたい。弥栄支所産業建設課に対し、浜田市ふるさと体験村施設の利用料金収入が計画を下回っており、施設の持続的な管理運営を確保するため、指定管理者と連携しながら、利用者数増加に向けた取組を着実に推進されたい旨の意見を行っている。

教育委員会では、教育総務課に対し、浜田市立小中学校統合再編計画について、本市の児童生徒数が減少する一方である一方、施設の老朽化が進み大規模修繕などが必要な学校も増えてくるため、新たな学校統合計画の策定に早期着手するよう検討されたい旨、意見を行った。

10 ページを参照されたい。スポーツ振興課に対して、スポーツ施設の改修などについて、浜田市社会教育施設長寿命化計画により対応している状況にあるが、安全確保や費用抑制を図るため、可能な限り計画に沿った形で改修が進められるよう、優先順位を明確にされた上、対応されたい旨、意見を行った。

最後に総括意見を説明する。11 ページを参照されたい。公金の取扱い及び管理について、金融機関がない公の施設において、収入金を施設の金庫で保管し、約 1 か月分まとめて入金処理を行う運用が確認された。速やかな収入処理に努めるとともに、日常的な複数体制での確認、所管課による定期的な確認の実施などにより、適正な公金管理を行うよう意見を行った。

続いて 12 ページを参照されたい。庁内ホームページの運営について、現状、内容が更新されていないもの、情報の格納場所が統一されていないため、必要な情報が即時に入手しにくい状況が見受けられる。各課において適宜情報を更新し、職員が必要な情報を速やかかつ正確に入手できるよう、庁内ホームページ運用の改善を図られたい旨、意見を行った。

○議長

ただいまの報告について質疑はあるか。

○森谷議員

11 ページの旅費について、精査が行われていないような気がする。浜田市の規定では、旅費はそれぞれの人に対して支給され、そしてそれを委任を受けて誰かが集めて、同じ飛行機や同じ列車という形で購入して、その購入の仕方も、誰かが立て替えるといったことが行われている。立て替えるときに自分の個人カードで決済するということも行われているが、その辺りは精査されたのか。

○川神議員

そのような指摘に対して理解はするが、どの程度言えば良いか分からないが、注意して見てはいるものの、十分にそれが精査されたかどうかは、まだ私からは確実なことは言えない。

○森谷議員

世の中で、海外出張などで自分でカード支払い、自分のプライベートな旅行でポイントを使うということが横行している。副市長に聞いたところ、カードを使うことは県でも誰でもやっていることで、何も問題視する意識はないようであるが、その辺りもきちんと調べてほしい。今やっていないのに報告するのは無理なのでお願いします。

○議長

その他にあるか。

(「なし」という声あり)

川神議選監査委員におかれては、監査委員として、住民監査請求に対して一歩踏み込んだこれまでにない指摘もしていただき、議会選出の監査委員として、浜田市議会の名誉を高めていただいているという印象もあるので、先ほどの森谷議員に回答できるようよろしくお願いします。

4 陳情審査結果について

○議長

資料 4 を参照されたい。各常任委員会に付託された審査結果報告書を配付しているため、確認されたい。

5 ぎかいポストに寄せられた意見等への回答について

○議長

資料 5 を参照されたい。担当の委員会から対応報告の作成があった。全文を市議会

ホームページに掲載するとともに、はまだ議会だよりへの掲載については、議会広報広聴委員会において対応されたい。

6 地域井戸端会における回答等について

○議長

資料6を参照されたい。議会広報広聴委員会、大谷委員長、説明をお願いします。

○大谷議員

全議員に地域井戸端会への対応について感謝する。各常任委員会ごとに取りまとめた文書は資料6のとおりまとめた。この内容で市民に回答する。

なお、「テーマ別」と「自由意見」の分類が分かりにくいとの指摘があったため、判別が容易となるレイアウトに調整して提示する。

○議長

ただいまの説明について確認はあるか。

(「なし」という声あり)

7 その他

(1) 自由討議について

○議長

まず、一般質問で出された内容についての自由討議である。

これについては、一般質問で出された内容について議会としてさらに深く議論する議題・テーマを事前に募集し、定例会議最終日の全員協議会で自由討議を行うかを決定する試行を、議会運営委員会での決定に基づき実施することとしていた。

今回のテーマ募集において、提出はなかった。

その他に議員間で自由討議を行いたい案件はあるか。

(「なし」という声あり)

それでは自由討議を終わる。

(2) 議案における各自の表決結果の記載について

○議長

事務局長、説明をお願いします。

○下間局長

タブレットの6月定例会議の表決結果フォルダに、表決結果の記載一覧表を保存しているため、本日中に記入されたい。賛否や反対意見についてもホームページに掲載するため、反対意見の記入用紙も本日中に入力完了されたい。

全ての記載後は最後尾のチェック欄にチェックを入れられたい。タブレットでの入力が難しい場合は、メールで送付する様式データでの提出も可能である。

○議長

確認はあるか。

(「なし」という声あり)

(3) 政務活動費に係る収支報告書の提出について（令和8年4月～6月分）

○議長

資料7－(3)を参照されたい。庶務係長。

○森井庶務係長

政務活動費の収支報告書について説明する。政務活動費は原則として年度末の交付であるが、議員が希望する場合は四半期ごとのタイミングで精算し、交付を受けることができる。

今回は、4月1日から6月30日までの期間に使用した政務活動費の精算・交付を受けることができる。

提出書類は、①から④までの収支報告書及び領収書等である。提出方法はこれまでと同様である。提出期限は7月22日水曜日の午後2時としている。

留意事項として、これまでと同様であるが、精算を行う場合は4月1日から6月30日までの間に使用した全ての政務活動費を報告しなければならない。この期間の一部の経費のみを精算することはできない。

また、会派で実施した視察経費等を案分する場合についても、これまでどおりの記載をお願いする。

資料の次ページ以降に記載例及び領収書貼付の例を掲載しているため、参考とされたい。様式等のデータは全員協議会終了後にメールで送付する。精算を希望される方は利用されたい。

○議長

ただいまの件について確認はあるか。

○森谷議員

留意事項に一部のみの精算はできないとあるが、一部精算が認められない理由を伺う。

○森井庶務係長

当該期間について一旦精算処理を完了していただかなければ、その後の期間での精算手続において重複や事務処理の誤りが生じるおそれがあるため、一括精算を原則としている。

○森谷議員

同じ期間内であれば、準備ができた経費から精算を行い、残りは次の期間で精算することにどのような不都合があるのか理解できない。

○森井庶務係長

この一部というのは、例えばこの4月から6月末までの間に、会派の視察と本を購入をしたという仮に二つがあった場合において、視察のみは今回精算するが、本はまた後で精算するということはできない。

○下間局長

政務活動費の施行規則を配信した。第4条のところで、政務活動の期間というのを4月から6月まで、7月から9月まで、10月から12月までというように期間を区切っている。その間について精算ができると定めているので、現時点ではこのような取扱いとしたいと思う。

○森谷議員

第4条で、一部精算できないように読めないのが分からないか。

○下間局長

分からない。

○森谷議員

理由がないと思う。理由がないルールというのは作らなければ良く、自由にすれば良い。後で徹底的に議論する。ここでは終わる。

(4) その他

○議長

その他議員からあるか。

○森谷議員

請願や陳情の審査方法について、議会全体の共通認識を改めて徹底していただきたい。「すでに市が実施している事業や施策であるから、この陳情は反対とする」といった審査態度は、議会が賛同し後押しをするという基本姿勢に照らしておかしい。

この共通認識については、以前議会運営委員会で決定されたとおりであり、全議員がこれに則って厳格に審査を行うべきである。委員長や議長、事務局においても適切な指導をお願いする。

そのルールは決まったままであると思うが変更されてない。

○議長

各常任委員会及び議員においては、決定されたルールに則り、請願と陳情について適切に判断されるようお願いする。

ほかに何かあるか。

(「なし」との声あり)

ないようなので、以上で全員協議会を終了する。

[12 時 57 分 閉議]

浜田市議会全員協議会規程第6条の規定により、ここに全員協議会記録を作成する。

浜田市議会議長 澁谷 幹 雄